

## 事業概略書

社会福祉法人の事業譲渡のあり方に関する調査研究事業  
PwCコンサルティング合同会社（報告書A 4版52頁）

### 事業目的

平成28年社会福祉法改正（平成29年4月施行）は、公益法人制度改革等を参考に、社会福祉法人の公益性と非営利性を確認・徹底することを主な目的として施行された。

令和元年度の社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業（以下「令和元年度調査研究事業」という。）では、合併については、社会福祉法人間での実施が明記され（社会福祉法第48条）ため、社会福祉法人が持つ資産・負債を包括的に継承することから、社会福祉法人の持つ公的財産の法人外流出等の懸念は少ないものと考えられた。一方、事業譲渡等（事業の譲渡と事業の譲受けを指す。以下同じ。）は法第48条のような規定がなく、事業譲渡等の対象も社会福祉法人以外を選択肢とすることが可能であることから、持ち分ありの法人への事業譲渡等は社会福祉法人の非営利性を侵害する可能性があると意見があったうえで、公益性と非営利性を有した法人として地域福祉へ貢献するという社会福祉法人の本質を毀損しないことに留意した事業譲渡等が求められるべきと考察された。その後、令和2年度に「社会福祉法人の事業展開に関するガイドライン」等が策定され、合併や事業譲渡等を進める上での参考となっている。

また、令和元年度調査研究事業では合併や事業譲渡等の「必要性を感じていない」との回答が半数を超えていたが、近年の新型コロナウィルス感染症や物価高騰の影響により、社会福祉法人の合併・事業譲渡等の状況にも変化が生じていると考えられる。こうした状況下においても、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を継続する必要があり、特に事業譲渡等を実施する際には社会福祉法人の設立意義や公益性・非営利性を担保した上で実施していくことが望まれている。

更に、中国地方の事案では、法人制度ではそもそも存在しないいわゆる「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻したと報道され、問題になったところである。

以上の背景のもと、本事業では、以下を目的として法令通知、社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン及び合併・事業譲渡等マニュアル等（以下「ガイドライン等」という。）を踏まえた法人の合併・事業譲渡等並びに理事長交代の実態を調査・検証した。

①合併・事業譲渡等の実施件数の推移の検証、実施目的の体系化

②適正な合併・事業譲渡等を行うためのガイドライン等の改正等に必要な対応の検討に資する情報収集

### 事業概要

調査研究の進め方および本事業のとりまとめに係る助言を得るために、有識者10名で構成される有識者委員会を設置し、委員会を全3回開催した。

委員会での議論に際し、事務局にて、社会福祉法人、所轄庁に対するアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

《委員会委員》◎は座長

◎田中 滋 埼玉県立大学 理事長  
久木元 司 社会福祉法人常盤会理事長（公益財団法人日本知的障害者福祉協会推薦）  
坂本 尚史 東京都福祉局 指導監査部長

菅田 正明 法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士  
高橋 英治 社会福祉法人日本保育協会（令和5年度保育三団体幹事団体）  
（日本保育協会 保育問題検討委員会委員長）  
田中 雅英 全国老人福祉施設協議会 副会長  
松原 由美 早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授  
松本 庄平 独立行政法人 福祉医療機構  
宮田 裕司 全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員長  
梁瀬 亮 日本公認会計士協会非営利法人委員会 副委員長

### 調査研究の過程

#### 1. 委員会の開催

全3回の研究会を開催した。

#### 2. 所轄庁調査

所轄庁に対し、合併や事業譲渡等の具体的な内容と実施原因の把握、合併・事業譲渡等のコロナ・物価高騰の影響を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

また、事業譲渡等の手続きや新旧理事長等の交代に関する調査も含めて、ヒアリング調査を実施した。

#### 3. 社会福祉法人調査（合併・事業譲渡関連調査）

社会福祉法人で合併・事業譲渡等を実施した社会福祉法人を対象に、合併・事業譲渡の概要、決定プロセスに関するヒアリング調査を行った。

#### 4. 社会福祉法人調査（理事長交代に関連した調査）

社会福祉法人で令和3年度に理事長が交代した法人で、新理事長が前年度の理事でなかった法人（法人外から理事長になったケース）を対象として、アンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

#### 5. 調査結果のとりまとめ

前出のアンケート調査、ヒアリング調査結果を取りまとめて整理した。具体的な観点は以下のとおりである。

1. 合併
2. 事業譲渡等
3. 合併・事業譲渡等の仲介者及び手数料
4. 理事長交代

### 事 業 結 果

#### （1）合併の推移

厚生労働省による調査結果をもとに合併の推移は以下のとおりである。社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

#### （2）合併の状況

合併の実情について、所轄庁ヒアリング調査で確認すると、次のような回答が得られた。

- ✓ 合併に関する相談は年にそれほどないのが現状である。

- ✓ 相談されても明確な判断基準がなく、回答に困ることがある。例えば事前開示の書類の作成粒度について問われた際、説明できる範囲で作成するよう伝えている。判断基準が不明確な場合は、よほど不正がない場合は基本的に提出された内容を受け入れざるを得ない状況である。

これらの回答結果を踏まえると、所轄庁の合併の認可状況について、以下のように考察することができる。

- ✓ 多い自治体でも年に1件程度の実績であり、多くの所轄庁が合併の認可をした実績がない。
- ✓ 所轄庁における指導内容は、合併の目標期日を踏まえ、いつごろまでにどのような書類を準備すればよいか、公告を出すのにどれぐらいの時間をとる必要があるかなどの、スケジュールに関する助言、書類の書き方に関する助言が多い。

### (3) 合併の目的、原因

合併の目的、原因について、調査2-2所轄庁ヒアリング調査、調査3-3合併に関する社会福祉法人ヒアリング調査では、次のような回答が得られた。

- ✓ 創業者などが同一であることなどを理由に一体的に経営をしていた（3法人）
- ✓ もともと人事交流等をしていたが、キャリア形成等を考えると合併したほうが効率的であった（2法人）
- ✓ 人材確保のために経営の多角化をした
- ✓ 経営の効率化、経営改善のため（3法人）
- ✓ 理事、評議員等の高齢化、後継者不在のため（4法人）
- ✓ 事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため（2法人）

これらの回答結果を踏まえると、合併の目的と原因について、以下のように考察することができる。

- ✓ 合併の背景と理由として、アンケート調査でも回答割合が大きく、ヒアリングでも理由として多くあげられたのが「理事、評議員等の高齢化、後継者不在のため」とする理由であった。
- ✓ また、「経営の効率化、経営改善のため」、「職員のキャリア形成のため」といった回答もアンケートとヒアリングの両方で同様に割合が大きかった。
- ✓ ヒアリングからは、「事業を継続させ、地域の福祉インフラ維持のため」といった、地域福祉や地域の福祉インフラを継続する観点から合併を進めたものや、もともと一体的に経営していたことなどが合併理由として挙げられている。
- ✓ 一方、コロナ禍や物価影響を踏まえて経営の効率化等を進めた例が見られた。

### (4) 合併手続き

所轄庁調査及び委員会の議論の結果、合併手続きについて、以下のように考察することができる。

- ✓ 合併を実施した法人からも、合併までに想像より長い時間がかかったとの感想をいただきており、また、スケジュール感が見えないとの意見も多くあった。また、所轄庁からも、手続き自体が年に1回あるかないかの件数であり、スケジュールをもう少し見えやすくしてほしいとの意見もあった。
- ✓ これらのこと踏まえると、合併までのスケジュールの目安などが示されるとわかりやすくなると考えられる。
- ✓ また、検討会での検討を踏まえ、吸収合併時には、（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなることをマニュアルで明確にすべき。

## 2. 事業譲渡等

### (1) 事業譲渡等の推移

事業譲渡等の発生割合を調査した結果、所轄している法人のうち、0.3%から0.6%程度（所轄法人300法人に1件から2件程度）の発生割合であることが分かった。

### (2) 事業譲渡等の概要と目的・原因

事業譲渡等の目的、原因について、所轄庁ヒアリング調査、事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査では、次のような回答が得られた。

- ✓ 謙受けた法人が謙受けする理由として、「事業拡大、多角化」とする回答は2法人であった。
- ✓ 謙渡した法人が謙渡する理由として、「経営の効率化、経営改善のため」とする回答が5法人であった。
- ✓ 具体的には、人員不足等により人員確保が難しいため、介護事業に集中するため等の理由であった。
- ✓ この他、「市からの譲渡」、「事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため」といった理由であった。
- ✓ 「グループ内事業の整理」のため譲渡するとの理由もあった。具体的には、同一理事長の社会福祉法人と医療法人のもとで、障害福祉事業を社会福祉法人に集約するといったケースである。

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等の目的と原因について、以下のように考察することができる。

- ✓ 事業譲渡等の理由としては、事業拡大、事業の効率化といった視点の他、地域の福祉インフラの維持を目的としていると考えられる。また、同一理事長のもとで、グループ内事業の整理のために事業譲渡がなされているというケースも確認された。

### (3) 事業譲渡等の方法

事業譲渡を進めるうえでの課題としてとらえられていた、①地域住民への説明、②事業譲渡等実施後の公開、③事業の評価（価格）、④仲介者及び手数料の4点について、整理した。

#### ①事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明

事業譲渡を実施した社会福祉法人が地域住民に実施した説明を実施したかどうかについて調査を行った。実施している場合はその内容と理由についても確認した。事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果では、次のような回答が得られた。

- ✓ 地域住民への説明会を開催する等、地域住民への説明を実施していることが確認できたのは、16件中1件であった。実施事例の1件については、譲渡法人が説明を実施した。特に問題なく理解が得られたとのことであった。ただし、地域住民との定期的な会合等では報告しているケースが多くあった。
- ✓ なお、譲渡事例16件すべて、利用者の利用条件を変更せず、職員の身分を維持して再雇用することで実施している。それぞれへの説明も譲渡法人が実施し、譲渡完了後は、譲受法人からも説明が行われている。

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明について、以下のように考察することができる。

- ✓ 今回の事業譲渡等の事例では、事業譲渡の説明のために地域の方に集まってもらい、説明するという事例は少ないものの、地域住民との会合や交流を普段から行われており、その一環で実施法人が変わることを説明しているケースが多かった。
- ✓ 提供サービスが変わっていないことから、地域住民の理解が得られやすかった可能性がある。

#### ②事業譲渡等実施後の公開

プロセスと結果の公開性を担保するため、事業譲渡後、趣旨・目的に即して事業が継続していることを公開することについて確認した。所轄庁ヒアリング調査、事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果では、次のような回答が得られた。

- ✓ 調査した16事例全部について、譲渡時は事業を継続可能であるとの判断のもと、事業譲渡等を実施している。ただし、うち1件については、後日譲渡先営利法人が破産することで、事業（【介護】通所介護）が終了している。
- ✓ 調査した16事例のうち行政から民間譲渡された2事例において、事業譲渡等を行う趣旨、目的について、行政のホームページ等で詳細を公開している。その他の事例については、譲受法人のホームページにて、譲受事業の事業を開始した旨が公開されているのみのこと

が多い。(ただし、過去の事例については、詳細が不明のケースが多かった)

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明について、以下のように考察することができる。

- ✓ 今回調査した事業譲渡等については、譲渡先が破産した事業以外は継続して事業が継続されている。破産した1件も事業譲渡等が要因というより、そもそもその事業計画に問題があったケースと考えられる。
- ✓ 事業所の運営方針なども基本的には継承しており、譲渡事例16件すべて、利用者の利用条件を変更せず継続している。また、事業譲渡に伴い移動する職員は譲渡先法人において職員の身分を維持して再雇用されている。

### ③事業の評価（価格）

事業譲渡等を行う際の事業の評価（価格）について確認した。具体的には手順、土地・建物・資産を踏まえた事業の評価、将来の損益予測の内容（将来の財務リスクを含む）、将来の修繕計画などの評価における専門家の活用などについて確認した。

調査結果をまとめると次のようになる。

- ✓ 調査対象の16件全部で、理事会の承認を得ていた。評議員会の承認は16件中11件で受けていたが、ヒアリングを所轄庁のみに行なったうち5件はヒアリングで未確認であった。  
例えば、同一理事が運営する法人同士の事業譲渡等の場合は以下のような手続きが行われていた。
  - ◆ 同一の理事長が運営する医療法人から社会福祉法人への事業譲渡したケースでは、譲渡する土地と建物は、利益相反に留意した上で、一部建物は無償で譲受したり、資産の算定に当たって、不動産屋会社に土地相場の鑑定を依頼したり、理事長（社会福祉法人Aと医療法人Bの理事長を兼任）を決裁決議から外したりすること等により、利益相反が生じないよう留意した。
- ✓ 不適切事例に該当するものはなかった。
- ✓ なお、認可を受け又は届出をしていない（実施した旨を計算書類の注記に記載している）事業譲渡等の法人内部手続を追加確認した結果、協力を得られた6件とも理事会及び評議員会の承認を受けていた。また、不適切事例に該当するものはなかった。

これらの回答結果を踏まえると、事業の評価（価格）の設定について、以下のように考察することができる。

- ✓ 定款変更、基本財産の処分が発生する場合は、所轄庁が関与し、理事会、評議員会の承認を得た上で、事業譲渡等が実行されていた。
- ✓ また、事業譲渡等契約も締結されており、認可、届出が関連している場合は、所轄庁の方である程度確認できている状況であった。ただし、認可等が必要ない場合は、所轄庁側で把握することが難しい状況であり、実態を把握することが困難であった。

### （4）事業譲渡等の手続き

所轄庁ヒアリング調査、事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果を踏まえて、「合併・事業譲渡等マニュアル」の内容に沿って、手続き上のポイントや課題について整理した。回答結果を踏まえると、事業の評価（価格）の設定について、以下のように考察することができる。

- ✓ マニュアルの内容の中で、特に譲渡金額の妥当性を判断することが難しいとの意見が所轄庁からも挙げられた。特に、会計士等の専門職が事前調査を実施し、その結果が示されている場合は、その内容まで精査するのは難しいとのことであった。
- ✓ これに対応するためには、譲渡金額の妥当性に疑義が生じないよう、法人が、事業展開ガイドライン及び合併・事業譲渡マニュアルを理解し、これに沿って検討や手続を進めることが最も重要であることから、事業展開ガイドライン及び合併・事業譲渡等マニュアルを法人に対して再徹底することとしてはどうかと考えられる。

## 3. 合併・事業譲渡等の仲介者及び手数料

合併・事業譲渡等の仲介者の実態について、ヒアリング調査及び事例に基づき、調査した。調査及び委員会での意見を踏まえ、仲介の手数料に関する対応策を次のように整理した。

- ✓ 法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払うことに資する留意点を事業展開ガイドラインに記載して周知すべき。  
 <ガイドラインの修正案>
  - 仲介者を利用する場合の手数料
 

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性と選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。
- ✓ なお、仲介者の手数料については、社会福祉法人制度の目的を踏まえ、適切な取り扱いについて、例えば、団体からの考え方や事例提示などを検討していくべきではないか。

#### 4. 理事長交代

##### (1) 理事長交代の実態

理事長交代を行った社会福祉法人を対象としたアンケート調査結果を踏まえて、理事長交代の実態を整理した。

###### ①現理事長就任の経緯

現理事長が理事長に就任した経緯を社会福祉法人と社会福祉協議会に分けて集計すると、いずれにおいても、「これまで貴法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」との回答割合が大きい。また、社会福祉協議会については、「都道府県・市区町村から紹介された」との回答割合も大きい。

###### ②理事長交代時の取り決め

理事長交代時の取り決めについて、社会福祉法人では5法人、社会福祉協議会では1法人で取り決めがあったとの回答であった。

##### (2) いわゆる経営権売買に係る不正事例

いわゆる経営権売買に係る不正事例についての調査結果を踏まえ、不正の再発防止策について考察した結果と対応策は次のとおりである。

#### 【考察】

- ✓ 経営権の売買の事例は ①旧理事長から新理事長へ経営権を移転する約束してその対価が支払われ、②新理事長が、法人の資金を法人外に流出させていることが共通していると考えられる。
- ✓ ①については、所轄庁が把握して指導することは困難である一方で、評議員及び理事が理事長の選任に関して金銭を收受することは、適正な理事及び理事長の選任の判断が歪められる可能性があり、善管注意義務及び忠実義務に違反する可能性がある。また、評議員及び理事が理事長の選任に関わる者との間で金銭を收受することは、不適正な理事及び理事長の選任の請託を伴うことが疑われ、刑事責任を問われる可能性があるものである。社会福祉法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、どのようなことが考えられるか。
- ✓ ②については、所轄庁は、監査において法第57条及び「特別養護老人ホームの繰越金等の取扱い等について」等の関係通達に違反していないか確認しているが、法人外流出を防止するために、所轄庁がさらに効率的に確認する方法としてどのようなことが考えられるか。

#### 【対応策】

- ✓ ①については、所轄庁を通じて社会福祉法人に対して、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事责任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべき。
- ✓ ②については、所轄庁に対して指導監査及び届出された計算書類の確認時にチェックすべきポイントを提示するとともに、現場での確認や、事前確認で疑義が生じた場合には監査の専門家である公認会計士を監査に活用することを引き続き推奨すべき。

事業実施機関

PwCコンサルティング合同会社  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー  
03-6257-0700（代表）